

毎週火、金曜日発行（休日に当り、は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 みつばちの移入禁止区域の指定  
牛の流行性感冒予防注射  
県税外収入金徴収吏員証等の失効  
の交付
- ◇公安告示 昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加予算  
道路の交通速度制限
- ◇公告 昭和三十四年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十六号

みつばちについての腐蝕病予防に関する規則（昭和三十

十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三条の規定による移入を禁止する区域として山口県を指定する。

昭和三十四年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百七十七号

次のように流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 流行性感冒予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法  
牛流行性感胃予防液皮下注射

別表  
実施期日  
第一回 第二回  
実施区域  
実施場所

七月八日	七月 十一日	日野郡日野町黒坂地区	黒坂家畜 検査場
九日	十三日	"	"
十日	十四日	日南町日野上	日野上
十五日	二十日	"	"
二十一日	二十四日	山上地区	山上
二十二日	二十五日	多里	多里

二十三日	二十七日	"	"	福栄	福栄
二十八日	三十一日	"	"	石見	石見
二十九日	八月一日	"	"	"	"
三十日	四日	"	"	阿毘縁	阿毘縁
八月五日	八日	"	"	大宮	大宮

鳥取県告示第三百七十八号

次の証票を昭和三十四年六月十三日亡失した旨届出があつたので、事故発生の日以降これを無効とする。

昭和三十四年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

証 票 種 別	番号	交付年月日	紛失した年月日	所 属	職 氏 名
県税外収入金徴収吏員証	一九六	昭和三十四年五月十五日	昭和三十四年六月十三日	鳥取保健所 事務吏員	佐々木義顕
県税外収入金滞納者財産差押証票	一九六	"	"	"	佐々木義顕

鳥取県告示第三百七十九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三十三号)第十三条の規定による県税外収入金徴収吏員証並びに県税外収入金滞納者財産差押を行う者の身分を示す証票を、次のように交付した。

昭和三十四年七月三日	鳥取県知事	石 破 二 朗		
証 票 種 別	番号	交付年月日	所 属	職 氏 名
県税外収入金徴収吏員証	一九八	昭和三十四年六月十三日	鳥取保健所	事務吏員 佐々木義顕
県税外収入金滞納者財産差押証票	一九八	昭和三十四年六月十三日	"	事務吏員 佐々木義顕

鳥取県告示第三百八十号

昭和三十四年六月定例県議会で六月二十七日議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十四年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和34年度鳥取県歳入歳出追加予算

歳 入	歳 出
今回追加(更正)予算額 千円 400	今回追加(更正)予算額 千円 400
繰越金	繰越金
10	10

1	前年度繰越金	400
1	歳入合計	400
4	歳 出	400
4	土木費	400
8	土木諸費	400
	歳出合計	400



### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第六条の規定により次のとおり交通制限を行う。

昭和三十四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

#### 一 制限する場所

二級国道岡山鳥取線鳥取市東品治町山陰台同銀行鳥取支店前十字路から向市今町一丁目六番地先交差点まで三〇

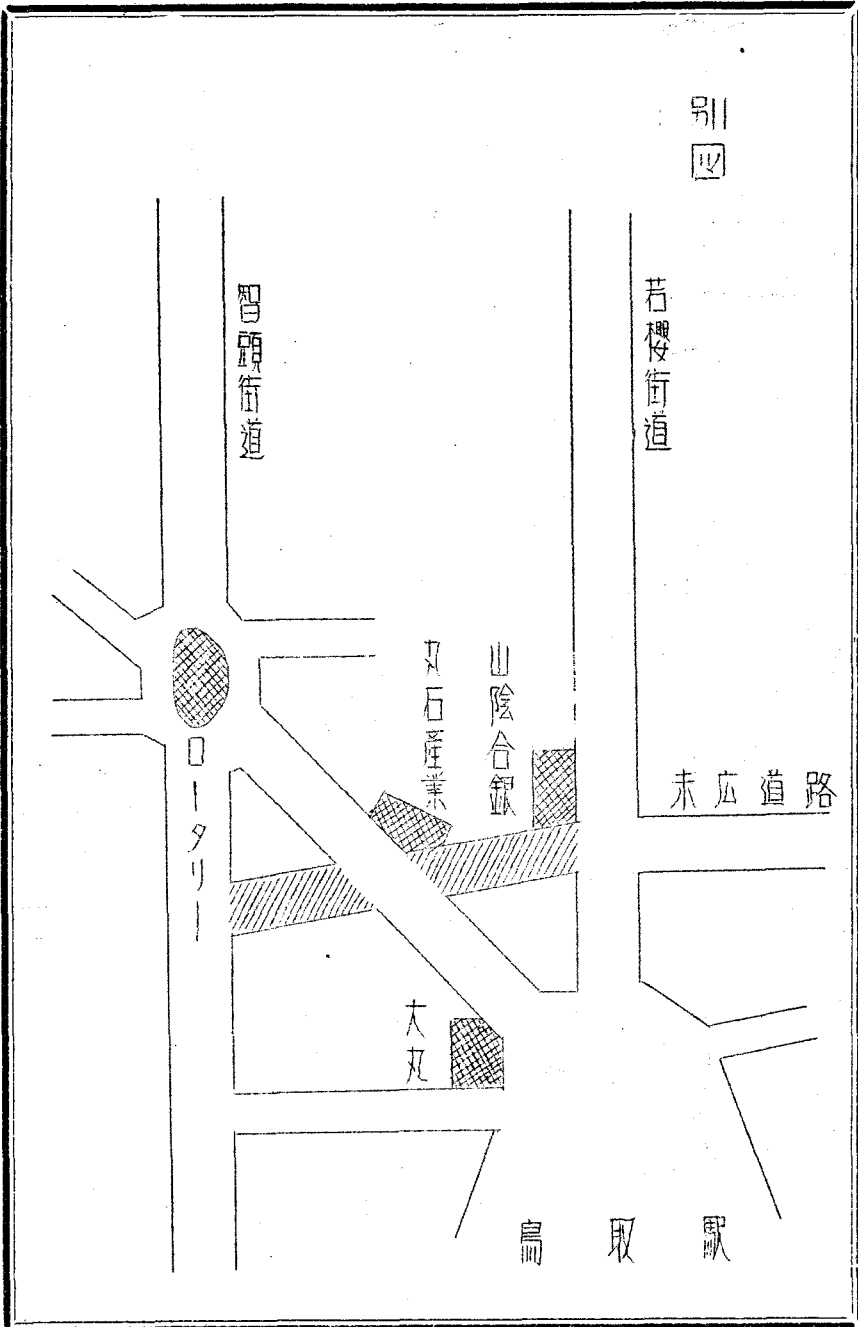
#### ○メートルの間

#### 二 制限の種類

駐車禁止（別図斜線のとおり）

#### 三 制限対象

車馬（自転車を除く。）



鳥取県公安委員会告示第十六号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第十条の規定により、次のとおり速度を制限する。

昭和三十四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

制 限 の 場 所	区 間	制限速度(毎時)
一級国道九号線気高郡気高町大字浜村四五番地地先から同地内三〇四番地地先までの間	六五〇メートル	三十キロメートル

鳥取県公安委員会告示第十七号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法第十条の規定による速度の制限について）及び昭和三十一年七月鳥取県公安委員会告示第九号（道路交通取締法第十条の規定による速度の制限について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年七月三日から施行する。

昭和三十四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一昭和三十四年九月鳥取県公安委員会告示第十二号中		
一級国道九号線東伯郡東伯町大字八橋二六〇番地地先から同地内一、六〇一番地地先までの間	一、〇〇〇"	二〇"

を

一級国道九号線東伯郡東伯町大字八橋二六〇番地地先から同地内一、六〇一番地地先までの間

一、五〇〇"

三〇"

に、

一級国道九号線東伯郡赤碓町大字赤碓松谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碓一、二一一番地地先までの間

一、三〇〇"

二〇"

を

一級国道九号線東伯郡赤碓町大字松谷六一ノ四番地地先から同町大字赤碓一、二一一番地地先までの間

一、八〇〇"

二五"

に、

一級国道九号線東伯郡東伯町大字逢東一五番地地先から同地内〇七五番地地先までの間

五〇〇"

二〇"

を

一級国道九号線東伯郡東伯町大字逢東一五番地地先から同地内〇七五番地地先までの間

一、二〇〇"

三〇"

に、

を

一級国道九号線東伯郡由良町大字妻波七〇三番地地先から同町大字大谷一、五三二番地地先までの間	五〇〇"	二五"
---	------	-----

を

一級国道九号線東伯郡大栄町大字妻波七〇三番地地先から同町大字大谷一、五三二ノ二番地地先までの間	一、八〇〇"	二五"
---	--------	-----

を

一級国道九号線東伯郡由良町大字由良宿四七九番地地先から同地内一、七七三ノ三番地地先までの間	一、〇〇〇"	二〇"
---	--------	-----

を

一級国道九号線東伯郡大栄町大字由良宿四七九番地地先から同地内一、七七三ノ三番地地先までの間	九〇〇"	二五"
---	------	-----

に改める。

鳥取県公安委員会告示第十八号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

制 限 の 場 所	区 間	制限速度（毎時）
一級国道九号線東伯郡羽合町大字橋津四五七ノ五番地地先から同地内六二一番地地先までの間	五四〇メートル	四〇キロメートル

鳥取県公安委員会告示第十九号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法第十条の規定による速度の制限について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年七月三日から施行する。

昭和三十四年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

二級国道岡山鳥取線八頭郡河原町大字釜口一、三一八番地地先から同地内五九九番地地先までの間	五〇〇"	二〇"
--	------	-----

を削り、

県道若桜用瀬線八頭郡家町大字久能寺六七二ノ一番地地先から同地内三三五ノ一番地地先までの間	二〇〇"	二〇"
--	------	-----

を

に、  
県道若桜用瀬線八頭郡家町大字久能寺六七二ノ一番地地先から同地内三三五ノ一番地地先までの間

二〇〇〃  
二五〃

を  
県道若桜用瀬線八頭郡家町大字米岡五九六ノ七番地地先から同地内五七九番地地先までの間

三〇〇〃  
二〇〃

に、  
県道若桜用瀬線八頭郡家町大字米岡五九六ノ七番地地先から同地内五七九番地地先までの間

三〇〇〃  
三〇〃

を  
一級国道二十九号線八頭郡若桜町大字若桜一、二四四ノ七番地地先から同地内八九ノ六番地地先までの間

一、二〇〇〃  
二〇〃

に、  
一級国道二十九号線八頭郡若桜町大字若桜一、二四四ノ七番地地先から同地内八九ノ六番地地先までの間

一、二〇〇〃  
二五〃

から  
一級国道二十九号線八頭郡家町大字家三二五ノ一番地地先から同地内四八八ノ六番地地先までの間

一一五〃  
二〇〃

を  
一級国道二十九号線八頭郡家町大字家三二五ノ一番地地先から同地内四八八ノ六番地地先までの間

一一五〃  
三〇〃

に、  
県道長瀬倉吉線倉吉市山根六八一番地地先から同市海田一〇六番地地先までの間

一、一六〇〃  
二〇〃

を  
県道長瀬倉吉線倉吉市山根六八一番地地先から同市海田一〇六番地地先までの間

一、一六〇〃  
三〇〃

に、  
県道鳥取倉吉線倉吉市上井三二〇ノ一六番地地先から同地内八五ノ一番地地先までの間

三四〇〃  
二〇〃

を  
県道鳥取倉吉線倉吉市上井三二〇ノ一六番地地先から同地内八五ノ一番地地先までの間

三四〇〃  
三〇〃

に改める。

公 告

昭和三十四年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者は次のとおりである。

昭和三十四年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
二	竹茂 幹根	十五	熊田 義久
三	伊田 範愛	十六	山崎 智男
四	神馬 滋	十七	国広 偉
六	川中 通夫	二十	山根 義人
七	深田 大吉	二十一	杉本 巖
八	松原 登	二十二	大島 只明
九	松下 汎隆	二十三	白間 純雄
十	長田 広寿	二十四	田中 寿雄
十二	木村 忠之	二十五	高橋 勇雄
十三	栗原 文一	二十六	平木 泰人
十四	清水 一也	二十八	西村 忠広

三十 藤原堅一郎

三十一 岡本 満治

昭和四年四月十五日第三種、便物認可、行日火、金

印 發  
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 鳥 取 県 印 刷 所 鳥 取 県